

令和4年10月25日

## 設計図書等に対する質問の回答書

広島中央環境衛生組合管理者

質問書に対する回答は、次のとおりです。

工事名	賀茂環境衛生センター解体工事
工事場所	東広島市西条町上三永
質問内容	別紙のとおり
回答内容	別紙のとおり
添付図書の有無	無

注 参考図書等がある場合には、「添付図書の有無」の欄に記入すること。

## 設計図書等に対する質問の回答書

別紙

工事名		賀茂環境衛生センター解体工事	
工事場所		東広島市西条町三永	
番号	頁	質問内容	回答
1	p4	「発注仕様書第1章-第1節-8.」(P.4)に、「令和5年3月までに解体工事に着手すること」とありますが、令和4年度中(令和5年3月まで)に確保すべき出来高の制約はないものと考えてよろしいでしょうか。	循環型社会形成推進交付金の制約がある。
2	p7	工事範囲について 場内全ての建物内一般備品は、残置物に定義され一般廃棄物となる為、発注者様に処分義務があります。したがって敷地内の集積までと考えてよろしいでしょうか。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて適切に処分すること。
3	p13	「発注仕様書第1章-第8節-3.-1)」(P.13)「設計及び工事においては技術者のうち1人を選定」とありますが、選定する1人は現場代理人、監理技術者、主任技術者との兼務が可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
4	p13	3.3)現場管理(1)に「組合所有の敷地内に設置する資材置場・資材搬入路・仮設事務所などについては原則として無償で貸与する」とありますが、無償貸与して頂ける施設の場所をご指示願います。	発注仕様書p44に示す敷地境界内とする。
5	p13	3.3) (4)シート、防音パネル等による十分な対策を講じることとあるが、建屋解体時の飛散防止養生は防音パネルではなく防音シートでも良いと考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りとするが、施設周辺にダイオキシン類及び粉じん等の飛散を生じないようにすること。
6	p13	3.3) (9)休日は原則工事は行わないこと、とあるが、土曜日・祝日は作業可能と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおり。
7	p13	「発注仕様書第1章-第8節-3.-3)-(10)」(P.13)に、「出入口に交通誘導員を配置すること」とありますが、解体材の搬出等、工事車両の出入りが頻繁に生じる際に交通誘導員を配置するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
8	p14	仮設事務所について 監督員及び施工監理者の詰所は、受注者の現場事務所と合棟としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
9	p26	作業環境(空气中のダイオキシン類濃度)測定について 焼却施設の稼働停止日をご教示ください。また、停止後1年以上経過であれば要綱に従い、工事開始前の測定は不要と考えてよろしいでしょうか。	焼却施設の稼働停止日は令和3年10月31日であるが、その後、焼却施設閉鎖作業で残留堆積物の除去、高圧洗浄等による発じん作業を行ったため、工事開始前の測定を行うこと。

## 設計図書等に対する質問の回答書

別紙

工事名		賀茂環境衛生センター解体工事	
工事場所		東広島市西条町三永	
番号	頁	質問内容	回答
10	p27	第2節実施事項1.解体工事の実施計画(11) 解体後の埋め戻し、整地、清掃等にて、コンクリートガラ等での埋め戻しは行わず、将来にわたって支障のない適切な材料で埋め戻しを行うこととの記載がありますが、適切な材料とは、公共建築工事標準仕様書3章土工事3.2.3埋戻し及び盛土表3.2.1埋戻し及び盛土の種別 D種（再生コンクリート砂）は不可とし、A種（山砂の類）・C種（他現場の建設発生土の中の良質土）及びそれに類する良質土と考えて宜しいでしょうか。御指示願います。	お見込みのとおり。
11	p27	「発注仕様書第2章-第2節-1.-11)」(P.27)に、「ピット、基礎等の掘削部は、コンクリートガラ等での埋め戻しは行わず、将来にわたって支障のない適切な材料で埋め戻しを行うこと」とありますが、ピット、基礎等掘削部及び基礎杭撤去部の埋戻し材料の指定はありますでしょうか。または、購入土による埋戻しと考えてよろしいでしょうか。	設計図書に対する質問番号10の回答を参照のこと。
12	p27	1.11)コンクリートガラ等での埋め戻しは行わず、将来にわたって支障のない適切な材料で埋め戻しを行うこと。とあるが、コンクリートガラを場内再生処理し、RC-40程度の再生クラッシャーランに処理したもので埋め戻しを行っても良いでしょうか。	不可とする。
13	p27	1.12)解体跡地の整地 表層は敷砂利（単粒砕石：t=100mm）で仕上げる。とあるが上記同様に場内再生処理した再生クラッシャーランでも良いでしょうか。	不可とする。
14	p28	2.4)原則として、レンガ、キャスト等を先に解体撤去し、次いで、躯体及び構造物を解体すること。とあるが、汚染物除去後・管理区域内の作業であればレンガ、キャスト等とプラント設備は同時に解体を行うことが一般的だが、レンガ、キャスト等を先行撤去した後にプラント設備解体を行わなければならないと考えて良いでしょうか。	管理区域内作業を前提にレンガ、キャスト等とプラント設備の同時解体も可とする。
15	p28	「発注仕様書第2章-第2節-2.-5)」(P.28)に、「焼却灰や除去した汚染物は他の解体廃棄物とは別にしておくこと」とありますが、焼却炉設備内の残留灰は一般廃棄物に該当するため、場内での集積・保管までと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
16	p28	「発注仕様書第2章-第2節-2.-8)」(P.28)に、「1号炉、2号炉、3号炉のうち一部の設備は、令和3年度ごみ処理施設閉鎖業務にて残留堆積物の除去、高圧洗浄等による洗浄、燃料・薬品類の抜き取り済みである」とありますが、し尿処理施設も清掃済みと考えてよろしいでしょうか。	おおむね洗浄済みである。ただし、し尿処理施設の薬品タンク類は、発注仕様書P.31 5.-6)-(7)のとおり処分すること。

# 設計図書等に対する質問の回答書

別紙

工事名		賀茂環境衛生センター解体工事	
工事場所		東広島市西条町三永	
番号	頁	質問内容	回答
17	p28	「発注仕様書第2章-第2節-3.-1)」(P.28)に、「解体工事に先立ち、事前調査、目視調査、分析等の追加調査を実施すること。」とありますが、「発注仕様書第2章-第3節-3.」(p.48～56)の「図-6 アスベスト含有建材位置図(参考)」における調査済みの箇所以外で調査が必要と思われる箇所を追加で実施するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
18	p28	3.4)外壁塗装のうちアスベスト含有部分の除去工法は原則として塗膜剥離剤等によるスクレーパ剥ぎ取り等とするが、下地調整材に石綿含有が見られる場合は剥離剤では除去が困難なため、研磨による除去が一般的と考えます。下地調整材には石綿含有は見られなかったと考えて宜しいでしょうか。	参考資料「16.アスベスト事前調査報告書(令和4年5月)の添付資料アスベスト分析結果報告書を確認すること。また、除去工法については、お見込みのとおりとするが、関係法令、指針等に従って実施すること。
19	p28	アスベスト含有建材除去について 外壁塗装は、RC躯体部分は、表層の主剤と下地調整材のどちらにアスベストが含有するのでしょうか。 また塗膜剥離剤等による工法とありますが、下地調整材については剥離剤での除去は不可能であるため電動工具による工法も採用可能でしょうか。	設計図書に対する質問番号18の回答を参照のこと。
20	p28	「発注仕様書第2章-第2節-4.」(P.28)の解体・撤去工事の範囲について、本工事施設に関係の無い地中障害物や埋設物等があった場合の解体・撤去工事は、工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。	施設に関係の無い地中構造物や埋設物はないと判断しているが、発見された場合は、協議とする。
21	p29	「発注仕様書第2章-第2節-4.-1)」(P.29)に、「令和4年6月時点での地下水位が現状地盤のGLからおよそ-1m～-2m付近に存在する」とありますが、基礎部、ピット部の躯体解体時に地下水により生じる工事排水は、濁水処理設備によりSSとpHを処理した後に、道路脇水路に放流が可能と考えてよろしいでしょうか。	ダイオキシン類付着物等の汚染物と接触がない排水についてはお見込みのとおり。なお、排水先は、下流の洪水調整池とすること。
22	p29	「発注仕様書第2章-第2節-4.-1)-(3)」(P.29)に、「擁壁等撤去後の法面は、周辺法面と同形状に成形し、」とありますが、同形状に成形したものの法面の変状が生じた場合の対策工については、別途協議対象と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
23	p29	管理棟部分の擁壁について 車路部分の擁壁も解体対象となっておりますが、擁壁はフェンスの基礎となっております。フェンスも併せての解体としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。

設計図書等に対する質問の回答書

別紙

工事名		賀茂環境衛生センター解体工事	
工事場所		東広島市西条町三永	
番号	頁	質問内容	回答
24	p29	「発注仕様書第2章-第2節-4.-1)-(4)」(P.29)に、「人工地盤部分のうち、道路脇水路に近接する擁壁」とありますが、当該擁壁の構造図は、「設計図書01.宅造工事許可・林地開発手続き」、「14_東広島環境衛生施設造成工事_宅地定規図」及び「15-1～3_東広島環境衛生施設造成工事_擁壁構造図」における逆Y型擁壁が該当するのでしょうか。 または、別に新設されたものであれば、当該擁壁に係る図面をご提示願います。	お見込みのとおりであり、別に新設した擁壁はない。
25	p30	7)土壤汚染対策工事 要措置区域に指定された場合（別途工事）とありますが、それに関し以下3点ご質問です。 2-①土壤汚染対策法上必要となる届出及びそれに伴う土壤汚染状況調査等は発注者において実施され、それに要する費用は見積範囲外であるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおり。
26	p30	工事用地は、土壤汚染対策法の要措置区域もしくは形質変更時要届出区域に指定されておらず、土壤汚染が無いものとして工事費を見積ことでよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおり。
27	p30	要措置区域に指定された場合の土壤汚染対策工事は別途工事となっていますが、形質変更時要届出区域に指定された場合、施工上の制約が生じます。それを踏まえた施工方法で工事費を見積るためには、土壤汚染状況調査結果が必要となります。資料をご提示願います。	今年度実施した、土壤汚染調査では基準値を超過した項目はなく、形質変更時要届出区域及び要措置区域には指定されない見込みである。現在、形質変更の届出を提出し、県が確認中である。
28	p30	土壤汚染対策工事について 要措置区域に指定された場合は別途工事に記載がありますが、形質変更届は提出済みということよろしいでしょうか。また要措置区域には指定されないと考えて見積書を作成してよろしいでしょうか。	設計図書に対する質問番号27の回答を参照のこと。
29	p32	表-3 ダイオキシン類測定箇所に「し尿処理棟」が含まれておりますが、し尿処理棟にもダイオキシン類の発生若しくは付着などが考えられるのでしょうか。考えられるのであれば場所などをご教示願います。	し尿処理棟ではダイオキシン類の発生もしくは付着は考えられないが、測定は実施すること。
30	p32	表-3 ダイオキシン類（作業環境）測定について し尿処理棟においてダイオキシン類（作業環境）測定を行うようになっていますが、焼却炉設備がないためダイオキシン類対策は不要と考えてよろしいでしょうか。	測定は必要であるが、ダイオキシン類対策の要否は工事開始までに、所轄労働基準監督署に工事計画を届出して確認すること。

## 設計図書等に対する質問の回答書

別紙

工事名		賀茂環境衛生センター解体工事	
工事場所		東広島市西条町三永	
番号	頁	質問内容	回答
31	p39	「発注仕様書第2章-第3節-3.」(P.39)の、「表-17(1)アスベスト調査結果No.37」について、煙突断熱材の詳細をご教示願います。	参考資料「16.アスベスト事前調査報告書(令和4年5月)」を確認すること。
32	p39～p41	「発注仕様書第2章-第3節-3.」(P.39～41)の「表-17アスベスト調査結果」について、含有が確認された吹付タイル、仕上塗材は、下地調整材も含めて含有が確認されたと考えてよろしいでしょうか。	参考資料「16.アスベスト事前調査報告書(令和4年5月)」の添付資料アスベスト分析結果報告書を確認すること。
33	p45	現場出入口に河川の橋がありますが、補強等は必要無いと考えて宜しいでしょうか。	橋の強度が不明なため、大型車両の通行時は必要に応じて補強すること。
34	p45	図-5 平面図とA-A'断面とにおいてフェンスの(新設)(残置)の整合性が取れておりません。どちらを正とするかご指示ください。	平面図のフェンス(新設)を正とする。
35	p45	図-5 解体撤去後の計画概略図について 新設フェンスの高さ、形状、仕様、規格等についてご指示願います。また、p30に8)には工事範囲外として(1)雨水排水設備及び(2)外構設備の記載がありますが、別途工事と解釈してよろしいでしょうか。 人工地盤部分について、撤去後は敷地レベルがGLから低い位置で敷地段差がありますが、盛土、法面成形して門扉を基準に水平な敷地に造成して仕上げると考えてよろしいでしょうか。	新設するフェンスは、「ネットフェンス(H=1200程度)とし、仕様は既存フェンスと同等以上とする。 また、工事範囲外は「別途工事」ではなく、「残置」を基本とするが、いったん撤去した後に、新設も可とする。人工地盤部分はお見込みのとおりとする。
36	参考資料 09	平成12年度賀茂環境衛生センター管理棟建設工事竣工図の38・39ページ宅地造成断面図で現況・盛土と記載があります。今回管理棟解体時は現況の地盤は強固なものと考え山留等は必要無いと考えて宜しいでしょうか。	各種の設計指針及び基準、関係法規にのっとり、山留等を設置すること。
37	参考資料 09	ランプウェイ・管理棟解体後の造成は周囲の法面に合わせるものと考えて宜しいでしょうか。 また、ランプウェイ造成時の残土を管理棟造成時の盛土として利用してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
38	参考資料 09	道路側人工地盤下部の土留め壁は残置するものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおり。

## 設計図書等に対する質問の回答書

別紙

工事名		賀茂環境衛生センター解体工事	
工事場所		東広島市西条町三永	
番号	頁	質問内容	回答
39	その他	<p>10-(2)特別共同企業体 代表者以外の構成員(B群)カ技術者に記載の施工現場に専任で配置する技術者について、具体的に配置すべき期間の開始時期について質問です。</p> <p>発注仕様書4頁「8. 工期」では、契約工期の開始日は「契約締結の翌日（令和4年12月議会議決の翌日）から」とあり、また、広島中央環境衛生組合建設工事条件付一般競争入札公告共通事項「4-(3)技術者の配置について」には、契約後、工事の施工にあたって、1号工事では配置予定技術者とした者を、技術者として配置しなければならない。とあります。</p> <p>この工事は、契約後、解体工事の施工計画の作成、労働基準監督署との協議、貴組合様の承諾までに一定の期間が必要となります。</p> <p>代表者企業の監理技術者は当然に契約期間の選任配置と考えておりますが、代表者以外の構成員で専任配置すべき配置技術者の配置開始時期は、契約工事の開始日ではなく、実際の工事着手時期となっても良いと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	不可とする。
40	その他	<p>入札公告及び発注仕様書4頁「8. 工期」は、「広島中央環境衛生組合議会の議決の日の翌日から令和7年9月30日まで」とあります。工事の完成時期については、必要な要求水準を満足している事を前提に、弊社の施工計画に基づき、必要な完成検査期間を含め令和7年9月30日より早い完成が可能と判断する場合には、完成時期を短縮する事が可能と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。その場合、工事請負代金の減額はないものと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	お見込みのとおり。
41	その他	<p>入札公告には「10競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」(3)単体企業カ技術者に(ア)該当工事に係る監理技術者の資格を有する者」との記載がございますが、該当工事に係る資格とは、解体工事業のみでしょうか。建築工事業は含まれるのでしょうか。</p>	含まれる。
42	その他	<p>10競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項カ技術者につきましては、入札参加者として建築一式の監理技術者を選任で配置し、専門工事業者から解体工事の有資格者を専任で配置することでもよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおり。

設計図書等に対する質問の回答書

別紙

工事名		賀茂環境衛生センター解体工事	
工事場所		東広島市西条町三永	
番号	頁	質 問 内 容	回 答
43	その他	本工事は事後審査書類提出、落札者決定、仮契約から議会議決、本契約まで1ヵ月程度の期間を要すると思われませんが、配置予定技術者について、事後審査書類提出時に資格要件を満足する複数名を申請し、本契約時に申請した複数名の中から1名を選定することは可能でしょうか。	不可とする。